#### 議会運営委員会の概要

#### 1 議事日程第1号について

・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により本日の日程について説明があり、了 承された。

#### 2 その他

- (1) 執行部からの報告事項について
- ① 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施状況について
- ・防災くらし安心部長から、資料「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施状況について」により報告があった。

#### 【発言概要、質疑等】

- (防災くらし安心部長)前々回の議会運営委員会において、北朝鮮のミサイル発射に関し、事前通告があれば認められるのか、という質問があったが、国連安全保障理事会において、北朝鮮に対して弾道ミサイル技術を使用した発射等の挑発行為をこれ以上行わないこと等の決議がなされていることから、事前通告の有無にかかわらず認められないものと考えている。なお、Jアラートが使用されるのは、ミサイルが日本の領土・領海の上空を通過する可能性がある場合である。
- (伊藤委員) 冬季に自宅にいる場合に取るべき対応についても情報提供をお願いしたい。
  - ⇒ (防災くらし安心部長)教育委員会と連携して学校における防災教育でどういった 対応を取るべきか学習してもらうとともに、避難場所や避難行動の周知について、市 町村と連携して進めていきたい。
- (五十嵐委員)避難できる地下施設が十分でないことから、県立の建物を避難場所として提供 すべきと考えるがどうか。
  - ⇒ (防災くらし安心部長) どのような対応が可能か検討したい。

#### ② オミクロン株に対応した新たな「注意・警戒レベル」について

・防災くらし安心部長から、資料「オミクロン株に対応した新たな『注意・警戒レベル』 について」により報告があった。

#### 【発言概要、質疑等】

- (金澤委員) 新型コロナ対策としてワクチン接種を進めてきたが、本県10万人当たりの接種 率が低くなっている。若い人のワクチン接種率が低いなど新型コロナに対する警戒心 が低くなっていることから、ワクチン接種を進めるため、県民の新型コロナに対する 考え方を強化する必要があると考えるがどうか。
  - ⇒ (防災くらし安心部長) ワクチン接種は新型コロナ対策の切り札であり、積極的に 進めていかなければならないことから、知事と県医師会長が連名でワクチンの年内接 種の呼びかけを行うこととしている。また、市町村と連携して巡回のワクチン接種を 積極的にPRし、若い人にも接種してもらうよう周知していきたい。

- (吉村委員) これまでの注意・警戒レベルについては総合的に判断とのことであったが、見直 し後は重症病床使用率をはじめとする資料記載の目安に基づいて判断することとなる のか。
  - ⇒ (防災くらし安心部長) 目安はあくまで目安であり、保健医療や社会経済活動の状況なども踏まえ総合的に判断することになる。
- (志田委員) 「総合的に判断する」という言葉はわかりにくい。県民一人一人が判断しなさい ということと理解するが、判断にはデータが必要である。県民に伝える工夫を講じた うえで、判断のための情報をもう少し提供してはどうか。
  - ⇒ (防災くらし安心部長) 病床使用率は瞬間的に上昇する場合もあることから機械的な対応は難しいと考えている。また、国から示されている目安である「保健医療や社会経済活動の状況」についても数字で表しにくい目安となっている。しかし、県民に判断できる情報を提供すべきという意見はもっともであるため、できる限り情報提供をしていきたい。

#### 3 次回議運開催日時

12月5日(月)午前10時

#### 4 本日の開議時刻

・議会運営委員会終了後、直ちに開議されることが決定された。

# 議会運営委員会協議事項

令和4年12月1日(木) 午前 10 時

- 1 議事日程第1号について
- 2 その他
- 3 次回議運開催日時12月5日(月)午前10時
- 4 本日の開議時刻

# 会 議 順 序 表

# [議事日程第1号]

令和4年12月1日(木)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決	方法
1	○ 議会運営委員会 (禁東口知第1号 こみの仲)		
	(議事日程第1号、その他)		
	< 開 会 ・ 開 議 >		
2	○ 諸般の報告		
	(1) 議員派遣の決定		
	(2) 議案・附属書類等の送付		
3	○ 会議録署名議員の指名		
	○ 会期の決定		
4	○ 議案及び決算上程		
	(議第123号から議第126号までの4件及び17決算)		
	○ 決算特別委員長報告		
	○ 議案採決	簡	易
	(議第123号から議第126号までの4議案)		
	○ 決算採決	簡	易
	(令和3年度山形県一般会計歳入歳出決算外16決算)		
5	〇 議案上程		
	(議第127号から議第156号までの30件)		
	○ 知事説明		
	○諸般の報告		
	(議第136号及び議第137号の2件についての人事委員会の		
	意見聴取・回答)		
	< 散 会 >		

### 議 事 日 程 (第1号)

#### 令和4年12月1日(木)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第123号 令和3年度山形県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 4 議第124号 令和3年度山形県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 5 議第125号 令和3年度山形県公営企業資産運用事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 6 議第126号 令和3年度山形県水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 7 令和3年度山形県一般会計歳入歳出決算
- 第 8 令和3年度山形県公債管理特別会計歳入歳出決算
- 第 9 令和3年度山形県市町村振興資金特別会計歳入歳出決算
- 第 10 令和3年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 第 11 令和3年度山形県国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第 12 令和3年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算
- 第 13 令和3年度山形県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 14 令和3年度山形県農業改良資金特別会計歳入歳出決算
- 第 15 令和3年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算
- 第 16 令和3年度山形県林業改善資金特別会計歳入歳出決算
- 第 17 令和3年度山形県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 第 18 令和3年度山形県流域下水道事業会計決算
- 第 19 令和3年度山形県電気事業会計決算
- 第 20 令和3年度山形県工業用水道事業会計決算
- 第 21 令和3年度山形県公営企業資産運用事業会計決算
- 第 22 令和3年度山形県水道用水供給事業会計決算
- 第 23 令和3年度山形県病院事業会計決算
- 第 24 議第127号 令和4年度山形県一般会計補正予算(第5号)
- 第 25 議第128号 令和4年度山形県土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 26 議第129号 令和4年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 27 議第130号 令和4年度山形県流域下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第 28 議第131号 令和4年度山形県電気事業会計補正予算(第1号)
- 第 29 議第132号 令和4年度山形県工業用水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 30 議第133号 令和4年度山形県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)
- 第 31 議第134号 令和4年度山形県病院事業会計補正予算(第2号)
- 第 32 議第135号 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 議第136号 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 34 議第137号 山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の設定について
- 第 35 議第138号 個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について

- 第 36 議第139号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 37 議第140号 山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 38 議第141号 都市計画街路事業(単独)に要する費用の一部負担について
- 第 39 議第142号 下水道事業(単独)に要する費用の一部負担について
- 第 40 議第143号 道路事業(単独)に要する費用の一部負担について
- 第 41 議第144号 急傾斜地崩壊対策事業(単独)に要する費用の一部負担について
- 第 42 議第145号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋桁製作架設工事請負 契約の締結について
- 第 43 議第146号 当せん金付証票の発売について
- 第 44 議第147号 山形県立自然博物園の指定管理者の指定について
- 第 45 議第148号 山形県志津野営場の指定管理者の指定について
- 第 46 議第149号 悠創の丘の指定管理者の指定について
- 第 47 議第150号 第1酒田プレジャーボートスポット等の指定管理者の指定について
- 第 48 議第151号 山形県酒田海洋センターの指定管理者の指定について
- 第 49 議第152号 加茂港緑地等の指定管理者の指定について
- 第 50 議第153号 山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について
- 第 51 議第154号 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について
- 第 52 議第155号 医療事故に係る損害賠償の和解についての専決処分の承認について
- 第 53 議第156号 山形県公害審査会委員の任命について

# 議員派遣決定一覧表

### ○令和4年10月7日議決分の変更

番号	内 容
58	第22回都道府県議会議員研究交流大会 (4)議員名遠藤寛明、梶原宗明
	※上記研究交流大会の派遣議員を3名から2名に変更するもの
60	道路の整備等に関する国土交通省等との五県合同意見交換会等 (4) 議 員 名 菊池大二郎、小松伸也、石黒覚、加賀正和、田澤伸一
	※上記意見交換会等の派遣議員を6名から5名に変更するもの
61	東南村山地域議員協議会 (4)議員名 梅津庸成、遠藤寛明、遠藤和典、菊池文昭、矢吹栄修、 渡辺ゆり子、吉村和武、森谷仙一郎、鈴木孝、奥山誠治、 金澤忠一
	※上記協議会の派遣議員を12名から11名に変更するもの

山形県議会議長 坂 本 貴美雄 殿

山形県人事委員会 委員長 安孫子 俊



### 意見の聴取について

令和4年11月30日付け議調第162号で意見を求められた下記条例の設定については、適当なものと認めます。

記

議第136号 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定 について

議第137号 山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の設定 について

(第11条、第17条及び第18条並びに附則第17条及び第25条を除く。)

																									-		F	1
	九		十八八	十七		十六			十五		<u></u>	-   <u> </u>	+ =	+=	+	+	九	八	七	六	五	四			. <u>-</u>		: E	3
火	月		日	土		金			木		7.	k	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	 オ	ζ	耳	¥
各常任委員長報告、採決、閉会	休会			· 木 会				木			議案・請願各常任委員会付託	予算特別委員長報告	休会	休会	₹	<u> </u>	休会	休 会(議案調査)	質疑及び一般質問	質疑及び一般質問(代表質問)	休 会(協議調整)	f	<b>木</b> 会	休 会 (議案調査)	議案上程、知事説明	や草芽リを見る最后、開会、議案及び決算上	*************************************	X A1
午	午						4				本会	午	午	午			午				午				本会	午	時	
前十十十	前十						育 -				本会議終了	前十	前十	前十			前十				前				本会議終了	前		
	時							寺			了後	時	· 時	時			時				十時				了後	十時	刻	委
議	脱デ 子生	交ま			建	商	農	厚	文	総	お各	議	予	予			予				議				議	議	内	
	炭ジを変え	通イン				工労	林	生	教		け常る任														案			員
	AT   T7 15	<b>単</b> フィ				動	水	環	公		意委 見員														説			
	对化 对	対 -				観			-		調会														明			会
<b>———</b>	策・策・	策・			設	光	産	境	安	務	整に	運	算	算			算				運				会	運	容	
議運委員会室	第二委員会室	第一委員会室			第三委員会室	第四委員会室	第五委員会室	第六委員会室	第二委員会室	第一委員会室	各委員会室	議運委員会室	予算委員会室	予算委員会室		:	予算委員会室				議運委員会室				予算委員会室	議運委員会室	会場	等

#### 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施状況について

#### 1 目 的

弾道ミサイルに係る情報がどのように伝達され、また、伝達された場合に取るべき 行動について、県民の理解を深めることを目的として実施した。

#### 2 日時及び場所

令和4年11月29日(火) 10:20~11:00 (避難行動は $10:28\sim10:35$ ) 寒河江市南部地区(寒河江市立南部小学校周辺)

#### 3 主 催

国(内閣官房、消防庁)、山形県、寒河江市

#### 4 訓練の概要

(1)訓練想定

X国から弾道ミサイルが発射され、我が国に飛来する可能性があると判明

(2) 主要訓練項目

ア 住民避難訓練

- ・ 防災行政無線及び模擬メールによる住民への情報伝達
- 情報伝達を受けた住民等の避難
- イ 初動対処訓練 ※令和4年11月30日(水)に実施
  - ・ 市の初動対処(情報伝達の確認、市内の被害状況の確認、市長への報告等)

#### 5 住民避難訓練の参加者等の総数 478名

(1) 訓練参加者:388名

(南部地区住民:46名、南部小学校児童・教職員:234名) 認定こども園寒河江第二幼稚園園児・職員:108名

(2) 参観者・運営スタッフ:90名

(市町村等の参観者:54名、主催者等スタッフ:36名)

#### 6 参加者のコメント等(抜粋)

- ・グラウンドで遊んでいたが、放送を聞いてすぐに校舎内に避難することができた。
- ・窓から離れること、頭を守ることなど、冷静に行動することができた。
- ・頭を抱えて身を低くする姿勢は思ったよりも大変だったが、今回のことを地域住民 にも周知していきたい。

#### 7 訓練の成果等

- ・児童について、事前に避難の行動を学習し、訓練当日は自ら避難方法を判断し行動するなど、避難行動について理解を深めることができた。
- ・当日は多くの報道機関が取材し、訓練の様子が広く報道されることで、県民全体に も避難行動の理解を深める機会となった。
- ・避難場所をもっと周知してほしいという参加者の声があり、引き続き、市町村等と連携し、避難場所・避難行動についての理解促進を図っていく。

### 訓練の様子



避難行動(児童・校舎内へ避難)



避難行動(児童・教室内)



避難行動(幼稚園・室内)



避難行動(住民・物陰に隠れる)



避難行動(住民・校舎内へ避難)



避難行動(住民と児童・校舎内)



避難行動(住民・物陰に隠れる)



振り返り (体育館)

### オミクロン株に対応した新たな「注意・警戒レベル」について

#### 1 概要

- 政府から、オミクロン株に対応し、外来医療等の状況に着目した新たな レベル分類(レベル1からレベル4までの4段階)が示された。
- 今後、オミクロン株やオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大が生じた場合を想定し、政府の方針に基づき、「注意・警戒レベル」のレベル分類やレベルの目安等を見直す。

### 2 レベル判断及び「レベルの目安」設定の考え方

#### (1) レベル判断の考え方

レベルは、各レベルに設定する「レベルの目安(医療提供体制の負荷の 状況)」や様々な指標(新規陽性者数の推移、先週今週比等)のほか、社会 経済活動への影響、変異株の感染力や病原性、県外の感染状況等を踏まえ、 総合的に判断する。

### (2)「レベルの目安」設定の考え方 ※政府が示す基準に準拠

[レベル1] 病床使用率: 概ね0%~30%

[レベル2] 病床使用率:概ね30%~50%

〔レベル3〕病床使用率、重症病床使用率:概ね50%超

[レベル4] 病床使用率、重症病床使用率:概ね80%超

# 3 運用開始日

令和4年11月30日

# 4 見直し後の「注意・警戒レベル」で判断した場合の現在のレベル

レベル2 (警戒)

※ 11月30日現在の各指標値

• 病床使用率:53.2%

重症病床使用率: 0.0%

## 本県における新型コロナ対応の目安(注意・警戒レベル)

- <u>各レベルの適用(引き上げ、引き下げ)にあたっては、「レベルの目安(医療提供体制の負荷の状況)」や様々な指標(新規陽性者数の推移や</u> 今週先週比等)のほか、社会経済活動への影響、変異株の感染力や病原性、近隣県の感染状況等も踏まえ、総合的に判断する。
  - ※ 感染状況によっては、適用レベルよりも高いレベルの対策を講じる場合がある。
  - ※ レベルの引き下げは、各レベルの目安を下回る状況が1週間程度継続するほか、各指標等を踏まえ、総合的に判断する。
  - ※ この目安は、新型コロナに関する今後の状況変化に応じて随時見直す。

レベル	保健医療や社会経済活動の状況	レベルの目安 (医療提供体制の負荷の状況)	主な対策例					
1 (注意)	【感染小康期】 ・感染者は低位で推移しているか、徐々に増加している状態 ・外来医療、入院医療とも負荷は小さい	・病床使用率が0%~30%	・基本的な感染防止対策の徹底 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ワクチン接種の推奨					
2 (普 戒)	【感染拡大初期】 ・感染者が急激に増え始める ・発熱外来の患者数が急増し、負荷が高まり始める ・欠勤者が増加し、業務継続に支障が出る事業者も出 始める	・病床使用率が概ね30%~50%	・第三者認証施設等の利用推奨 ・感染不安を感じる無症状者への検査要請 ・その他感染状況に応じた要請や注意喚起 等					
3 (特別警戒)	【医療負荷増大期】 ・保健医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生・外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到 ・欠勤者が多数発生し、業務継続が困難な事業者も多数発生	・病床使用率が概ね50%超・重症病床使用率が概ね50%超	・レベル1及び2の対策の再徹底 ・「医療ひっ迫防止対策強化宣言」発出の検討 《医療ひっ迫防止対策強化宣言における協力要請の例》 ・普段と異なる症状がある場合の外出、出勤、登園・登校の自粛 ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛・大人数の会食や大規模イベントへの参加自粛 等 ・レベル1~3の対策の再徹底					
4 ( <b>非常事態)</b> ※避けたいレベル	【医療機能不全期】 ・今冬の感染者の想定(1日当たり全国で45万人、本県で3,700人程度)を超える膨大な数の感染者が発生・通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性	・病床使用率が概ね80%超 ・重症病床使用率が概ね80%超	・「医療非常事態宣言」発出の検討 《医療非常事態宣言における協力要請の例》 ・不要不急の外出自粛(出勤大幅印制、帰省・旅行の自粛も要請) ・イベントの延期等の慎重な対応 ・部活動の大会や学校行事等には開催方法の変更等を含め慎重な対応(学校の授業は原則継続)等 ※今後の変異株の状況によっては、更なる協力要請や行動制限を含む実効性の高い措置を講じる場合もある。					